

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第92号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年12月10日 06時30分ごろ	
発生場所	広島県 ^{おおさきかみしま} 大崎上島町北東方沖の大崎瀬戸 ^{めばるざき} 鮎崎港鮎崎防波堤灯台から真方位310° 1,600m付近 （概位 北緯34° 17.2′ 東経132° 55.7′）	
事故等調査の経過	平成23年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等 A 引船 ^{さくら} 桜丸、18トン 260-37806大阪、新興海運有限会社 B はしけ D101、総トン数・船舶所有者等不詳（全長約45.5m）	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A プロペラに曲損 B 船底に凹損	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、船首約0.80m、船尾約2.30mの喫水で石材約700tを積載して船首尾とも約2.5mの喫水となった無人のB船をえい航してA船引船列を構成し、大崎瀬戸を南進中、平成22年12月10日06時30分ごろ、南方位標識である馬ノ瀬南方灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の北方に広がる馬ノ瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約1.0m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮期、潮流 約0.5ノットの北流 日出時刻 07時03分	
その他の事項	船長は、大崎瀬戸を航行するのが2回目であったが、事前に海図で水路調査を行っていなかったため、本件灯浮標の北方に広がる馬ノ瀬の存在を知らなかった。 本件灯浮標は、上部が黄色、下部が黒色のやぐら形の形状であったが、船長はこの形状が南方位標識を示すことを知らなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船引船列は、大崎瀬戸を南進中、船長が、水路調査を行っていなかったことから、本件灯浮標の意味及び本件灯浮標の北方に広がる馬ノ瀬の存在を知らず、馬ノ瀬に向けて航行し、馬ノ瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船引船列が、大崎瀬戸を南進中、船長が水路調査を行っていなかったため、馬ノ瀬に向けて航行し、馬ノ瀬に乗り揚げたこと	

	により発生したものと考えられる。
--	------------------